

1 次審査表（参加資格要件）

社

【「○」は満たしている 「×」は満たしていない】
※1つでも「×」がある場合は、2次審査へは進めない

	東京都板橋区競争入札参加資格（東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格取得者）を有している。
	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
	東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていない。
	参加者又はその役員等が以下の項目に該当しない。 ア 暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。 イ 暴力団員等を雇用している。 ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。
	提出された書類の記載事項に虚偽がない。
	提案金額が契約上限額の範囲内である。また、内訳金額についても上限額の範囲内である。

1 次審査表（審査項目及び審査基準）

社

項番	審査項目	審査基準	配点	得点
1	経営状況	自己資本比率50%以上 10点 自己資本比率40%以上 8点 自己資本比率30%以上 6点 自己資本比率20%以上 4点 自己資本比率10%以上 2点 自己資本比率10%未満 0点		
2	所在地	営業拠点である本社又は支店が板橋区内であるか。 ・本社が板橋区内である場合：10点 ・支店が板橋区内である場合：6点 ・営業拠点が板橋区内にない：0点		
3	同種・類似事業の実績	令和3年4月1日から令和8年3月31日の間で、ウォークブルなまちづくりに向けた交通戦略立案について、官公庁発注の同種・類似案件の受注実績の有無。 2件以上：20点 1件：10点 0件：0点		
4	提案説明書の表現力 【重要項目①】	提案説明書全体としての表現力・説得力があり、見やすく構成されているか。 提案により創出される効果や最終的な成果物は明確に表現されているか。		
5	業務内容の理解度 【重要項目②】	業務を実施するにあたって、目的、条件、内容等を理解しているか。 目標達成に向けて、実現可能なプロセスとなっているか。		
合 計		第一次審査得点 合計		

※重要項目順位は ① > ② とする。
※得点が同点の場合、重要項目順位が高い項目の得点が高い順に決定する。

2次審査表

社

項番	審査項目	審査基準	配点	得点
1	プレゼンテーション力	説明に説得力があり、わかりやすいプレゼンテーションを行っているか。		
2	交通戦略検討の方向性及び実現性 【重要項目①】	「都市・地域総合交通戦略のすすめ」等を踏まえ、本地区の各種事業との連携を前提とした提案となっているか。また、受託者と区の役割分担を明確にした上で、交通戦略策定までの具体的な検討・業務フロー及び工程を提案しているか。		
3	調査・分析方法 【重要項目②】	交通課題や空間利用実態を把握するための調査・分析手法について、多様な交通主体ごとの実態把握方法を示すとともに、ビッグデータやデジタル技術の活用可能性も含めて提案し、どのように交通戦略の立案につなげるのかを具体的に示しているか。		
4	地域住民の意見収集・情報発信方法 【重要項目③】	交通戦略の策定及び社会実験の実施を見据え、多様な主体との合意形成に向けた意見収集・情報発信手法を提案しているか。その提案は、幅広い意見を収集するための工夫、交通に関する専門的な内容をわかりやすく伝える手法、継続的な参加を促す仕組みが示されているか。		
5	区の実施との連携方策	区の創造都市施策や、「えんのもり」の形成に向けた取組との連携方策について提案しているか。その提案は、再開発施設、駅前広場、道路空間及び周辺公共空間を一体的な活動空間として捉え、文化・交流・賑わい創出を支える交通空間や移動環境のあり方を示しているか。		
6	提案金額 【重要項目④】	提案内容に対して、提案金額が妥当であるか。		
		第二次審査得点 合計		

※重要項目順位は ① > ② > ③ > ④ とする。

※得点が同点の場合、重要項目順位が高い項目の得点が高い順に決定する。